

このご案内は「認定修練施設の申請（基幹・関連）」に関するものであり、**修練施設群や協力施設の申請ではありませんので、ご注意願います。**

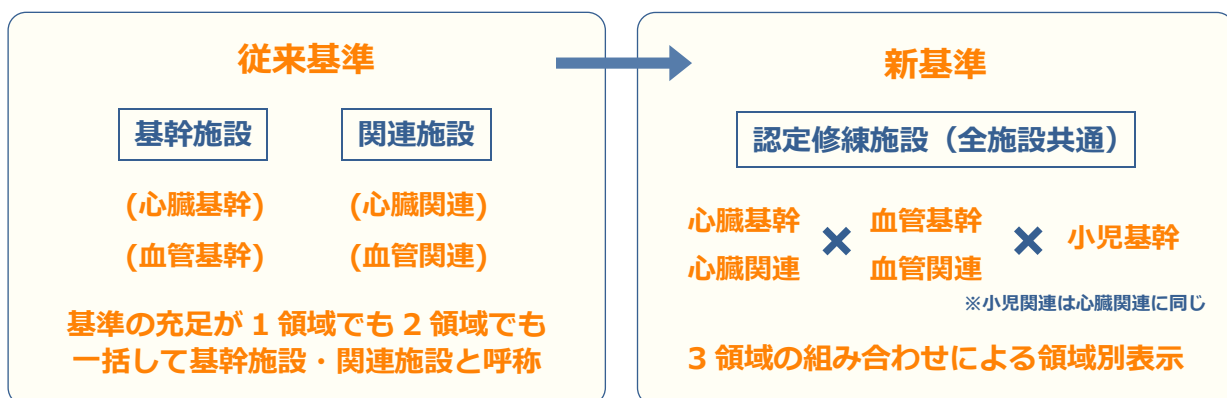
## 心臓血管外科専門医認定修練施設に関する 重要なお知らせ

2024年の申請から、認定基準が変わりました。  
今後の申請受付では、旧基準での認定は行いません。  
ただし、すでに旧基準で認定されている施設は、修練責任者が在籍している限りにおいて、  
認定期限を迎えるまで、引き続き修練施設として認定されます。

・新基準で認定された施設は、症例数に応じた領域別（心臓・血管・小児）の基幹ならびに関連の呼称を認定証に表示します。

・現在、旧基準で認定中の施設は、更新年を迎えて新基準認定に移行するまでは、従来同様の「基幹施設」又は「関連施設」の表示となり、ホームページ上の名簿においても新基準認定の施設とは別に掲載される予定です。

なお、移行の希望があれば更新該当年でない施設（＝認定期間途中の施設）からの申請も受け付けますが、これは「登録変更申請」となり元々の認定期限は延長されませんのでご了承ください。



**領域別の修練責任者：**新基準,従来基準ともに2領域以上の「基幹要件」を満たす場合に限り、当該領域における修練責任者を1領域1名ずつ記載することができる

**基幹施設のメリット：**①専攻医を採用できること ②修練統括施設になる権利を有すること  
※2024年以降に専攻医登録される方は、最低2年間、基幹施設へ配属されていることが専門医申請時の条件となります

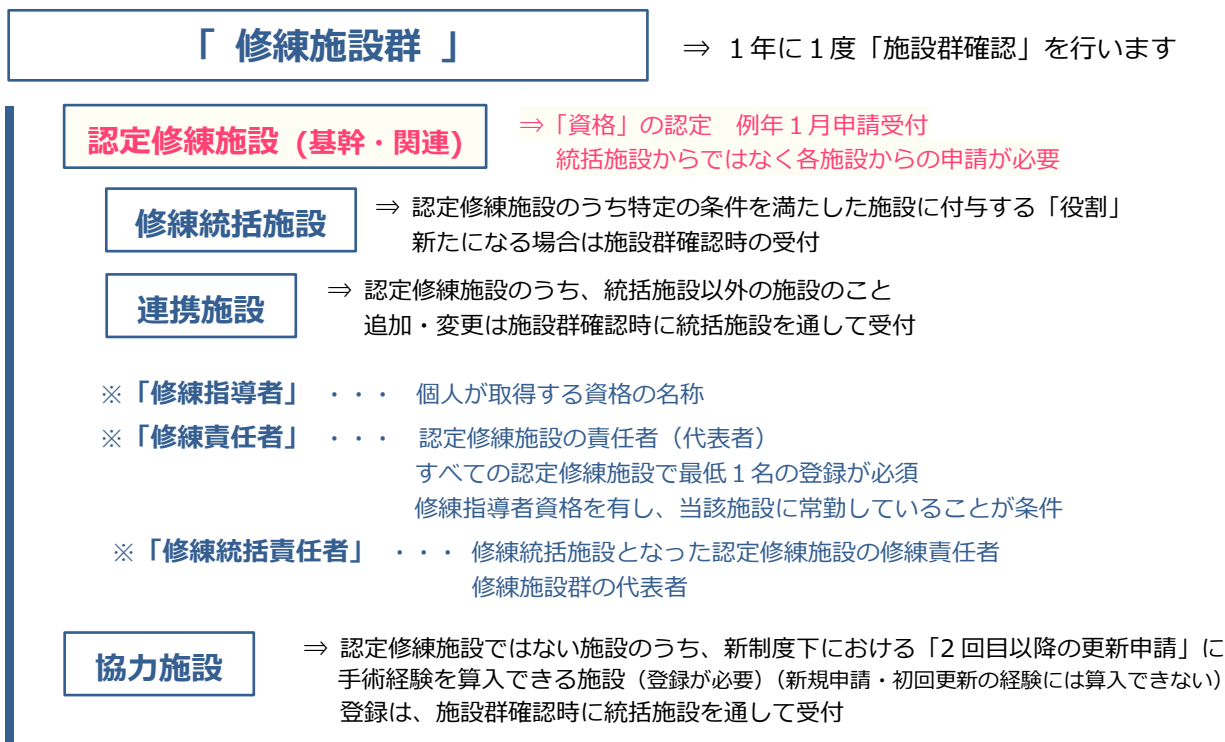
※ここで示す「新基準」「旧基準」は、専門医制度における「新制度」「旧制度」のことではありません。

**手続き方法の詳細は、ホームページに掲載する「申請の手引き」をご参照願います。**

## 【ご確認ください】

### 補足①

それぞれの名称（用語）にご注意ください。



※ 専門医申請に際しては・・・

#### 修練医（旧制度の新規申請者）

⇒ 「認定修練施設」で3年以上の修練経験が必要  
手術経験は1年ごとの算入条件（補足②参照）を満たす認定修練施設であれば  
常勤・非常勤は問わない

#### 専攻医（新制度の新規申請者）

⇒ 「修練施設群に属している認定修練施設」で3年以上の研修経験が必要  
かつ、2024年度登録の専攻医からは「基幹施設」に2年以上の在籍が必須  
手術経験は1年ごとの算入条件（補足②参照）を満たす認定修練施設であれば  
常勤・非常勤は問わず、所属する施設群内の施設でなくても算入可

#### 更新申請者（旧制度）

⇒ どの施設での経験症例であっても算入可

#### 更新申請者（新制度）

⇒ 「認定修練施設」または「協力施設」での経験症例のみ算入可  
うち初回更新者は「認定修練施設」での経験症例のみ算入可

## 【ご確認ください】

### 補足②

従来基準、新基準のいずれで認定されている場合でも、実際の専門医申請（新規申請）において経験症例を算入するためには各施設とも特定の条件を満たす必要があります、当年度までに施設認定を取得しているだけでは申請に有効な経験とはなりません。

この点については従来の運用から変わりありませんが、指導側と研修側の共通認識となるよう、各施設内で改めてご確認ください。

### 専門医新規申請における症例カウント条件：

1. 認定修練施設での経験であること

※認定時に基幹,関連のいずれであったかは問わない、また専攻医本人が常勤か非常勤かは問わない

2. 以下の条件を満たす症例であること

条件：前年の NCD データを基準（※）とし

①心臓・胸部大血管手術が **40 例以上**の修練施設で行った当該手術

②血管外科手術グループ分類の 1 + 2 に該当する手術が **20 例以上**の修練施設で行った、グループ 1 + 2 の手術

③血管外科手術グループ分類の 3 に該当する手術が **20 例以上**の修練施設で行った、グループ 3 の手術

以上

⇒ 施設認定とは別に各年で算入可否を判定しています

※該当は新規申請のみ、更新申請ではこの条件はかかりません

## ≫ 2024 年からの新基準

### 「全ての認定修練施設共通」

1. 別紙「心臓血管外科手術術式難易度表」にある心臓血管外科手術を年間 **100 例以上**実施していること  
または小児心臓血管手術を年間 **71 例以上**実施していること（\*）
2. 修練指導者が **1 名以上**常勤していること
3. 臨床工学技士が **2 名以上**常勤していること  
血液ポンプを使用する体外循環を用いた手術を実施する施設では、  
そのうち 1 名以上は体外循環技術認定士であること（呼称領域は問わない）
4. 医療法上に定められた医療安全に関する職員研修が行われており修練医・専攻医が参加していること
5. 行った心臓血管外科手術は NCD へ全例登録し、かつ心臓血管外科専門医認定機構が必要と判断した医療の質向上事業に協力すること

\* すべての認定修練施設には、以下の要件に従い領域基幹または領域関連の呼称を付記する

- 【心臓基幹】 心臓・胸部大血管手術を年間 100 例以上行っている施設
- 【心臓関連】 心臓・胸部大血管手術を年間 40 例以上行っている施設
- 【血管基幹】 大動脈（グループ 1）手術を年間 20 例以上、末梢動脈（グループ 2）手術を年間 20 例以上、血管外科手術（グループ 1・2・3）を合計で年間 100 例以上、かつ下腿 3 分枝以下への血行再建術を年間 2 例以上行っている施設
- 【血管関連】 大動脈+末梢動脈（グループ 1+グループ 2）、静脈・その他（グループ 3）のどちらかの手術を年間 20 例以上行っている施設
- 【小児基幹】 小児心臓血管手術を年間 71 例以上行っている施設

※1 原則、申請直前 3 年間の平均に基づき判定する

※2 例外として**新規施設**では申請前年の症例数に基づき判定する

**新規施設**とは「修練施設として新たに認定を希望する施設」を意味する

**新規施設には基幹の呼称は付与しない**

**既存認定施設（更新施設、または認定期間途中での登録変更を申請する施設）**に対しては、要件を満たした領域に基幹または関連のいずれかの呼称を付与するが、すべての呼称について、**申請直前 3 年間の平均に基づき判定する**

## ≫ 心臓・胸部大血管手術の定義

人工心肺・off-pump CABG・TAVR・胸部ステントグラフト内挿術・小児姑息手術 が該当します

## ≫≫ 小児心臓血管手術の定義

16歳未満に対して行った心臓血管手術 が該当します

## ≫ 手術術式難易度表

当年度の「修練施設申請の手引き」をご確認ください。

## ≫ 血管外科グループ分類表

当年度の「修練施設申請の手引き」をご確認ください。